

東京高等商業学校一覽

目次

- 学年曆
 - 沿革概略《省略》
 - 文部省直轄諸学校官制《抜粹》
 - 同名譽教授ニ関スル件《省略》
 - 同名譽教授待遇ニ関スル件《省略》
 - 高等官官等俸給令《省略》
 - 教官俸給支給ニ関スル件《省略》
 - 職員定員令
 - 雇外国人使用方
 - 専門学校令
 - 実業学校令
 - 委託生規程
 - 外国人特別入学規程及台湾人朝鮮人之ニ準用ノ事
 - 校長職務規程
 - 商議委員会規程
 - 教授会規程
 - 商議委員
 - 職員
 - 規則
 - 総則
-
- 学級及学科課程
 - 学年、学期、休業規程
 - 入学、在学、退学規程
 - 休学規程
 - 試験、進級及卒業規程
 - 授業料規程
 - 図書貸付及閲覧規程
 - 学資貸給規程
 - 専攻部規程
 - 学生々徒ニシテ実業学校教員養成規程ニ依ル授業料免除者心得
 - 委託生ニ関スル心得 《省略》
 - 学生々徒心得
 - 教授要旨
 - 奨学資金
 - 学生々徒現員《省略》
 - 学生々徒科別及年級表《省略》
 - 学生々徒年齢表《省略》
 - 学生々徒身体検査統計表《省略》
 - 学生々徒府県別表《省略》
 - 専攻部並旧研究科卒業生及其就職先《省略》
 - 本科卒業生及其就職先《省略》
 - 専攻部撰科畢業生及其就職先《省略》
 - 本科撰科畢業生修業生及其就職先《省略》
 - 旧附属主計学校卒業生及其就職先《省略》

- 一 卒業生府県別表《省略》
- 一 卒業生就職種別表《省略》
- 一 本科卒業生年齢三箇年比較表《省略》
- 一 商品陳列所《省略》
- 一 土地及建物《省略》
- 一 商業教員養成所一覽《省略》
- 一 調査部規程
- 一 調査報告書
- 一 附 録《省略》
 - 一 橋會規則
 - 一 同窓會規則及同會一覽表
- 一 東京高等商業學校校図《省略》

学 年 曆
自大正五年四月一
至大正六年三月三十一日

文部省直轄諸学校官制

大正五年四月一日 学年始

同 四月三日 休業(神武天皇祭)

同 四月十日 春季休業終

同 四月十一日 第一学期始

同 七月二十日 第一学期終

同 七月二十一日 夏季休業始

同 七月三十日 休業(明治天皇祭)

同 八月三十一日 同 (天長節)

同 九月十日 夏季休業終

同 九月十一日 第二学期始

同 九月二十二日 休業(本校開設記念日)

同 九月二十三日 同 (秋季皇靈祭)

同 十月十七日 同 (神嘗祭)

同 十月三十一日 同 (天長節祝日)

同 十一月二十三日 同 (新嘗祭)

同 十二月二十五日 冬季休業始

大正六年一月七日 冬季休業終

同 二月十一日 休業(紀元節)

同 春分日 同 (春季皇靈祭)

同 三月二十四日 第二学期終

同 三月二十五日 春季休業始

同 三月三十一日 学年終

第一条 文部省直轄諸学校ハ左ノ如シ。

東京高等師範学校、広島高等師範学校、東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校、盛岡高等農林学校、鹿児島高等農林学校、上田蚕糸専門学校、東京高等蚕糸学校、京都高等蚕糸学校、東京高等商業学校、神戸高等商業学校、長崎高等商業学校、山口高等商業学校、小樽高等商業学校、第一高等学校、第二高等学校、第三高等学校、第四高等学校、第五高等学校、第六高等学校、第七高等学校造士館、第八高等学校、千葉医学専門学校、岡山医学専門学校、金沢医学専門学校、長崎医学専門学校、新潟医学専門学校、東京高等工業学校、大阪高等工業学校、京都高等工芸学校、名古屋高等工業学校、熊本高等工業学校、米沢高等工業学校、桐生高等染織学校、秋田鉱山専門学校、東京外国語学校、東京美術学校、東京音楽学校、東京盲学校、東京聾啞学校

第二条 高等師範学校ニ附属中学校及附属小学校ヲ置ク。

第三条 女子高等師範学校ニ附属高等女学校附属小学校及附属幼稚園ヲ置ク。

第四条 東京高等商業学校ニ商業教員養成所ヲ附設ス。

第四条ノ二 新潟医学専門学校ニ附属医院ヲ置ク。

第五条 東京高等工業学校ニ附属職工徒弟学校及附属工業補習学校ヲ置キ工業教員養成所ヲ附設ス。

第六条 文部省直轄諸学校ニ左ノ職員ヲ置ク。

校長

教授

生徒監

助教

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス。文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ

所属職員ヲ監督ス。

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教ハ判任トス。生徒ノ教育ヲ掌ル。

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス。

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ専ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル。

第十條 書記ハ判任トス。上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ徒事ス。

第十一條 專任教官中其ノ学校所設ノ某学科ヲ担任スベキ者ヲ得ザル

場合ニ於テハ、兼任教官ヲ置キ若クハ学校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許

可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ、其ノ学科ノ授業ヲ担任セシムルコト

ヲ得。

第十二條 文部大臣ハ高等師範学校、女子高等師範学校、東京高等商

業学校及東京高等工業学校教官ノ中ヨリ各其附属学校主事教員養成

所主事附属幼稚園主事ヲ命ジ、其事務ヲ掌ラシムルコトヲ得。

第十三條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ学校ニ商議委員会ヲ設クル

コトアルベシ。其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ズ。

附 則

第二十條 本令ハ明治二十六年九月十一日ヨリ施行ス。

勅令第二百二十四号（大正三年六月十九日）

文部省直轄諸学校職員定員令（抜抄）

東京高等商業学校

校長 一人

教授 三十三人

助教 十二人

書記 九人

勅令第九十六号（明治二十六年九月十一日）

帝国大学及文部省直轄諸学校雇外国人
使用方

帝国大学及文部省直轄諸学校ニ於テ学科教授ノ必要アルトキハ帝国

大学総長及直轄諸学校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ、雇外国人ヲシテ

教官ノ職務ニ当ラシムルコトヲ得。

勅令第六十一号（明治三十六年三月二十七日）

専門学校令（抜抄）

第一条 高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス。

専門学校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルベシ。

第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等

女学校ヲ卒業シタル者、又ハ之下同等ノ学力ヲ有スル者ト檢定セラレ

タル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムベシ（但書略ス）。

前項檢定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム。

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス。

第七条 専門学校ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得。

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム。
明治三十五年勅令第一三三三号
 勅令第二十九号（明治三十二年二月六日）同三十六年勅令第六二号ヲ以テ条項改正

実業学校令（抜抄）

第一条 実業学校ハ工業、農業、商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス。

第二条 実業学校ノ種類ハ工業学校、農業学校、商業学校、商船学校及実業補習学校トス（以下略ス）。

第二条ノ二 実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス。

実業専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル。

文部省直轄実業専門学校委託生規程

（明治四十二年）
 文部省令第二十三号

第一条 北海道府県都市町村其他ノ公共団体及私人ハ文部省直轄実業専門学校生徒ニシテ、卒業後其公共団体又ハ私人ノ設置セル実業学校ノ教職ニ従事スベキ者ニ学費ヲ補給シ、委託生トシテ在学セシムルコトヲ得。

第二条 公共団体又ハ私人ハ委託生ノ選定ヲ当該学校長ニ委嘱スルコトヲ得。

第三条 公共団体又ハ私人ヨリ委託生ニ補給スベキ学資ハ一箇月十円以上トス。

第四条 委託生ニハ授業料ヲ徴収セズ。

第五条 委託生ハ卒業ノ日ヨリ学資ノ補給ヲ受ケタル期間ニ一箇年ヲ加ヘタル期間当該公共団体、又ハ私人ノ設置セル実業学校ノ教職ニ従事スベキ義務ヲ有ス。

第六条 委託生ニシテ在学中半途退学シ又ハ委託生タルコトヲ止ムルトキ若ハ卒業後左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其補給ヲ受ケタル学資ヲ当該公共団体又ハ私人ニ償還スベシ。但シ当該公共団体又ハ私人ニ於テ酌量スベキ情状アリト認メタルトキハ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトヲ得。

一、前条ノ義務ヲ尽サザルトキ
 二、懲戒免職ニ処セラレタルトキ

三、免許状褫奪ノ処分ヲ受ケタルトキ

第七条 学校長ハ本令ニ関シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得。

文部省直轄学校外国人特別入学規程

（明治三十四年）
 文部省令第十五号

第一条 外国人ニシテ文部省直轄学校ニ於テ一般学則ノ規定ニ依ラズ所定ノ学科ノ一科若ハ数科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルベシ。

第四条 本令ノ規程ニ依リ入学シタル外国人ニシテ学科修了ノ証明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ付与スベシ。

第五条 本令ノ規程ニ依リ入学シタル外国人ニハ入学試験料、入学料及授業料ヲ徴収セザルコトヲ得。

文部省令第十六号（明治四十四年四月四日）

文部省直轄学校外国人特別入学規程ハ台湾人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入学ニ関シテハ台湾總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス。

文部省直轄諸学校長職務規程

(大正二年六月二十三日
文部大臣訓令)

第一条 校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ及高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得。

第二条 校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得。

第三条 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スベシ。
但シ第六号及第八号ニ関シテハ処分後文部大臣ニ報告スベシ。

第一 教官ノ学科担任及事務員ノ分課ヲ定ムルコト

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三 俸給月額四十円以下ノ雇員ノ進退ニ関スルコト

第四 教官以下ノ内国各地出張ニ関スルコト

第五 教官以下ノ除服出仕、請假ニ関スルコト

第六 講師ノ解雇及其ノ報酬減額ニ関スルコト

第七 經費中ノ目ヲ流用スルコト

第八 三日以内ノ臨時休業ヲ為スコト

第四条 前条ニ掲ゲタルモノノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スベシ。

東京高等商業学校商議委員會規程

(明治二十四年十二月二十六日
文部大臣訓令)

第一条 文部省直轄諸学校官制第七條現第十二條依リ東京高等商業学校ニ商議委員會ヲ置ク。

第二条 商議委員ハ左ノ人員ヲ以テ之ニ充ツ。

文部省又ハ其所屬高等官 二名

農商務省高等官 二名

商工業ノ經歷アル者 三名以上
七名以下

第三条 商議委員會ハ学科課程重要ノ諸規則其他学校長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ審議スルモノトス。

第四条 商議委員會ハ文部大臣ノ諮問アルトキハ意見ヲ陳述スベシ。

第五条 商議委員會ノ會議ハ学校長之ヲ開キ其議案ヲ提出スルモノトス。

但商議委員ノ意見アルトキハ之ヲ議案トナスコトヲ得。

第六条 商議委員會ノ議事ニ関スル規程ハ委員會ニ於テ之ヲ議定スルコトヲ得。

第七条 商議委員會ノ決議ハ学校長ヨリ文部大臣ニ報告スベシ。

教授會規程 (明治三十六年十二月十八日制定)

第一条 教授會ハ校長ノ諮詢ニ応ジテ教務ニ関スル事項ヲ審議スルモノトス。

第二条 會員ハ教授ヲ以テ之ニ充ツ但シ校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ會員以外ノ教員ヲシテ教授會ニ列席セシムルコトアルベシ。

第三条 校長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長トナル校長事故アルトキハ上席教授之二代ル。

第四条 議案ハ校長之ヲ提出ス。

商議委員 (就職順)

株式会社第一銀行頭取 男 爵 沢 栄 一
 東京帝国大学農科大学教授 法学博士 和田垣謙三
 日本郵船株式会社社長 男 爵 近 藤 廉 平
 九州帝国大学総長 工学博士 真 野 文 二
 鉄道院総裁 法学博士 添 田 寿 一
 森村組総長 男 爵 森 村 市 左 衛 門
 株式会社第百銀行取締役支配人 池 田 謙 三
 東京商業会議所会頭 中 野 武 宮
 株式会社三井銀行常務取締役 早 川 千 吉 郎

職 員

校 長

名 譽 教 授

教 授

商 業 地 理 及

バチエラー、オブ、アーツ (アムハースト大学)
 マスター、オブ、アーツ (アムハースト大学)

理 学 士 奈 佐 忠 行 平 岡 県 民 族 府

法 学 博 士 佐 野 善 作 東 京 民 族 府

バチエラー、オブ、アーツ (アムハースト大学)
 マスター、オブ、アーツ (アムハースト大学)

男 爵 神 田 乃 武 華 東 京 族 府

英 語 小 谷 野 敬 三 東 京 民 族 府

仏 語 久 米 桂 一 佐 賀 族 府

英 語 美 濃 部 達 吉 兵 庫 民 族 府

東京美術学校教授
 東京帝国大学法科 法学博士
 大学教授兼法制局 参事官 法学士

長 谷 川 方 文 山 口 民 族 府
 下 野 直 太 郎 岐 阜 民 族 府
 石 川 文 吾 平 海 道 民 族 府
 中 村 進 午 北 海 道 民 族 府
 佐 野 善 作 東 京 民 族 府
 鹿 野 清 次 郎 山 形 民 族 府

銀行簿記、英文簿記
 簿記、原簿記
 商業通論、経済大論
 保険、経済大論
 国 際 公 法 論
 銀行及取引所論
 取 引 所 論
 商 業 簿 記
 計 理 簿 記

法 学 博 士
 法 学 博 士
 法 学 博 士
 法 学 博 士
 法 学 博 士

バチエラー、オブ、アーツ (ワシントン大学)
 マスター、オブ、アーツ (ワシントン大学)

英 語 山 口 鑑 太 神 奈 川 族 府

商 事 法 令
 商 法 法 令
 商 業 倉 庫 法
 税 関 倉 庫 法
 税 関 法
 税 関 法

法 学 博 士
 法 学 博 士
 法 学 博 士
 法 学 博 士
 法 学 博 士

志 田 鉦 太 郎 千 葉 族 府
 星 野 太 郎 静 岡 族 府
 兼 文 部 省 督 学 官
 商 学 士 堀 光 龜 長 崎 族 府
 法 学 博 士 山 口 弘 一 東 京 族 府
 工 学 士 木 村 恵 吉 郎 東 京 族 府
 商 学 士 上 田 貞 次 郎 東 京 族 府
 法 学 博 士 三 浦 新 七 山 形 族 府
 商 学 士 三 浦 新 七 山 形 族 府

(外国留学中)
 経済大意、財政学、商
 業政策、商工経営論
 商業史、経済史
 近世史、独語

バチエラー、オブ、アーツ (アルビオン、カレッジ)
 (アルビオン、カレッジ)

舟 橋 雄 士 東 京 族 府

英 語 舟 橋 雄 士 東 京 族 府

英 語 清 田 竜 之 助 東 京 族 府

バチエラー、オブ、アーツ (ケニヨン大学)
 マスター、オブ、アーツ (ケニヨン大学)

英 語 清 田 竜 之 助 東 京 族 府
 経済大意、統計学、
 保険、保険論、独語
 商 学 士 藤 本 幸 太 郎 平 重 民 族 府

外 国 教 師 (就 職 順)

英 語	商業算術、商業実践 貿易実務、英語	アレキサンダー、ジョセフ、ヘヤー 英国人
仏 語	リサンシエー、アン、シヤンス、コムメルシヤル(アンスチ チチュ、スーベリヨール、ド、コムメルス、ダンベルス)	エドワード、ジョセフ、ブロックホイス 白 国人
独 語	バシユリエー、 (アカデミー、ド、パリ)	ポール、ジャクレー 仏 国人
支 那 語	李 文 權 支那人 (北京)	リヒヤルド、ハイゼ 独 国人
英 語	リセンシヤード、エン、フィロソフィヤイ、 レトラス(マドリッド大学)	ヘンリー、エフ、ブレー 英国人
西 班 牙 語	ゴンサロ、ヒメネス、デ、ラ、エスパダ 西 国人	マバチエラー、オプ、アーツ (エール大学)
英 語	ジョン、トラムブル、スチフト 米 国人	マバチエラー、オプ、アーツ (ハーバード大学)
英 語	ジョン、アーツ(タフツ大学)	マバチエラー、オプ、アーツ(タフツ大学)
仏 語	バシユリエー、エス、レットル(カン大学) バシユリエー、エス、シヤンス(バリ大学)	ジョーン、アイルス 米 国人
講 師 (就職順)	エー、エム、ルセル 仏 国人	
保 險 論	リサンシエー、アン、シヤンス、コムメルシヤル(アンス チチュ、スーベリヨール、ド、コムメルス、ダンベルス)	
財 政 及 金 融	法学博士 村 瀬 春 雄 兵 庫 民 族	
露 文 語	会計検査院長 子爵 田 尻 稻 次 郎 華 僑 島 民 族	
作 文	陸軍教授 ガンヂダート、ボゴスロキヤ(ペトログラード 府神学大学校)	
	樋口 艶 之 助 平 宮 城 民 族	
	田 中 美 也 司 十 千 葉 族	

農 業 政 策	東京帝国大学 農学博士 横 井 時 敬 熊 本 族 民 族
破 産 法	東京帝国大学 法学博士 加 藤 正 治 鳥 取 民 族
支 那 語	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
民 法	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
支 那 語	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
東 洋 經 済 事 情	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
外 交 史	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
憲 法 及 行 政 法	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
經 済 学、經 済 学 史	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
工 業 政 策	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
西 班 牙 語	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
商 業 算 術	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
商 業 算 術	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
貨 幣 論	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
銀 行 論	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
教 育 学	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
刑 法	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
經 济 学	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
修 身 学	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
仏 語	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
修 身 学	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
交 通 文 法	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族
作 文	東京帝国大学 法学博士 岡 本 正 文 愛 媛 民 族

学生課主任	書記	小菅元四郎	東京府
庶務課主任	書記	金子水哉	東京府
會計課兼商品陳列所係	書記	浦岡幸吉	東京府
図書係	書記	鈴木善吉	東京府
庶務課	書記	平尾直登	福岡府
学生課	書記	深見与一	東京府
庶務課	書記	遠藤直之丞	宮城府
商品陳列所係	囑託	飯塚忠遠	群馬族

規則

第一章 総則

第一条 本校ハ商業上必要ナル高等ノ教育ヲ為ス所トス。

第二条 本校修学年限ハ本科ヲ三箇年トシ予科ヲ一箇年トス。

第三条 本校ニ専攻部及商業教員養成所ヲ置ク。其規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル。

第二章 学級及学科課程

第四条 予科本科各一年ヲ以テ一学級トシ、其学科課程ハ別表ノ定ムル所ニ依ル。

第五条 本科学科ノ内、外国語ハ英語ノ外尚支那、仏蘭西、独逸、西班牙、伊太利、露西亞ノ六国語ニ就キ一語ヲ撰修セシムルモノトス。

但シ某国語ノ志望者僅少ナルトキハ其国語ヲ設ケズ更ニ他ノ国語ヲ択バシムルコトアルベシ。

二	一	科	目	第一	年	週	時	間
				一				
銀行及取引所	修身							
				第二	年			
				一				
				第三	年			
				一				

本科学科課程表

時	間	合	計	科	目	每	週	時	間
一四	體	論	理	一	修				
一三	論	理	及	二	身				
一二	英	語		三	論				
一一	近	世	史	四	簿				
一〇	法	學	通	五	記				
九	經	濟	大	六	論				
八	機	械	及	七	身				
七	應	用	化	八	目				
六	書	法		九					
五	作	文		一〇					
四	商	業	算	一一					
三	商	業	簿	一二					
二	商	業	通	一三					
一	修	身		一四					
三三									

予科学科課程表

二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三
第二外国語 露、西、独、伊、支那、 語ノ内一語	英	商	手	国	商	民	統	財	商	貨	經	經	東	商	作	商	商	計	英	銀	保	交
	語	業	統	際	法	法	計	政	業	幣	濟	濟	洋	品	業	業	理	文	行	險	通	
	史	史	法	法	法	学	学	策	論	論	意	情	地	文	術	踐	学	簿	簿	記	記	
	語	史	法	法	法	学	学	策	論	論	意	情	地	文	術	踐	学	簿	簿	記	記	
	語	史	法	法	法	学	学	策	論	論	意	情	地	文	術	踐	学	簿	簿	記	記	
四	七					三					二		二	一	二				二		三	
二	五				二	三	一			一				三	二				二		三	
四	四	二	二	二	三			二	二		二		一			四	一					

二六	体	二	二	二
時	間	合	計	操
				二九
				三〇
				三〇

第五条ノ二 所定ノ学科ノ外随意科トシテ講義ヲ為スコトアルベシ。

第三章 学年、学期、休業規程

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル。

第七条 学年中ニ二学期ヲ設ク。第一学期ハ四月十一日ヨリ七月二十日ニ至リ、第二学期ハ九月十一日ヨリ翌年三月二十四日ニ至ル。

第八条 年中休業左ノ如シ。

- 一 毎日曜
- 一 神武天皇祭
- 一 明治天皇祭
- 一 天長節
- 一 秋季皇靈祭
- 一 神嘗祭
- 一 天長節祝日
- 一 新嘗祭
- 一 紀元節
- 一 春季皇靈祭
- 一 春季休業
三月二十五日ヨリ
四月十日ニ至ル
- 一 夏季休業
七月二十一日ヨリ
九月十日ニ至ル
- 一 記念日(本校開設)
九月二十二日
- 一 冬季休業
十二月二十五日ヨリ
一月七日ニ至ル

第四章 入学、在学、退学規程

第九条 入学期ハ毎学年ノ始トス。

第十条 予科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ、年齢滿十七歳以上身体壯健品方正ニシテ、左ノ各号ノ一ニ該当シ、入学試験又ハ第十二条ノ無試験検定及身体検査ニ合格シタル者タルベシ。

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定期規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者

三、専門学校入学者検定期規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者

四、甲種商業学校ヲ卒業シタル者

中学校又ハ甲種商業学校ニ在学スル者ニシテ、当該学校長ヨリ其ノ年三月ニ卒業スベシト認メラレタル者ハ、同年ニ於ケル本校入学ニ関シ当該学校ノ卒業者ニ準ズルコトヲ得。但シ予定期ニ卒業セザリシトキハ其ノ入学ニ関スル手續ハ総テ効力ヲ失フモノトス。

第十一条 入学試験ノ学科目ハ国語、漢文、書法、作文、数学、地理、歴史、図画、物理、化学、博物、英語トシ中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ。

前項学科目ハ時宜ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ經テ其ノ一科目又ハ数科目ノ試験ヲ省略スルコトアルベシ。

第十二条 中学校甲種商業学校ヲ卒業シタル入学志願者ニシテ、所定

ノ学年間当該学校ニ在学シ、各学年首位ヨリ算ヘテ及第者総数ノ十分一以内ノ席次ヲ有シ、卒業ノ際第五位以上ノ席次ニ在リタル者ハ、若干名ヲ限り試験ヲ用キズ入学ヲ許可スルコトアルベシ。

第十条第二項ニ規定セル入学志願者ニシテ、在学中既往ノ成績前項ノ規定ニ該当スル者ハ無試験檢定ヲ出願スルコトヲ得。但シ卒業期ニ於テ前項規定ノ成績ヲ得ザリシトキハ、右出願ノ効力ヲ失フモノトス。本条ニ該当スル者ノ身体ハ先ヅ身体檢査証ニ依リ檢査シ、入学前更ニ本校ニ於テ檢査ヲ行フモノトス。

第十三条 入学志願者ハ入学願書ヲ差出スベシ。入学願書用紙ハ本校ヨリ之ヲ交付ス。

第十四条 第十条ニ依リ入学試験ヲ受ケント欲スル者ハ、金五円ヲ試験料トシテ入学願書ニ添ヘ納付スベシ。

第十二条ニ依リ入学ヲ許可シタル者ハ金三円ヲ入学料トシテ納付スベシ。

但シ本条ニ依リ一旦收納シタルモノハ入学願ヲ取消スコトアルモ之ヲ返付セズ。

第十五条 願ニ依リ一旦退学セシ者再入学ヲ請フトキハ、詮議ノ上入学ノ期ニ於テ原級以下ノ級ニ編入スルコトアルベシ。

第十五条ノ二 修業年限三年以上ノ官立高等商業学校ノ卒業生ニシテ本校専攻部ニ入学ヲ志望スル者アルトキハ、其ノ成績ヲ考査シ本科第三年ニ入学セシムルコトアルベシ。

本条ニ依リ入学者ニシテ学年ノ中途入学シタル者ハ、入学ノ学年ニ於テハ学年試験ヲ行ハズ次学年ニ至リ更ニ本科第三年ノ課程ヲ履修セシム。

第十六条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ、其ノ年四月十日迄ニ保証人一名ヲ

立テ誓書、卒業証明書又ハ専門学校入学檢定試験合格證書及卒業履歷書ヲ本校ヘ提出スベシ。

第十七条 保証人ハ丁年以上ノ男子ニシテ、東京市内ニ於テ一家ヲ立テ学生生徒ノ身分ニ関シ一切引受クルニ足ルベキ關係及相応ノ資産ヲ有スル者ニ限ル。

第十八条 保証人死去若ハ東京市外ニ転住スル事等アルトキハ速ニ代保証人ヲ立テ証書ヲ差出スベシ。

第十九条 学生生徒校規ニ悖戾シ若ハ不行状甚シキ者ハ退学ヲ命ズベシ。

第二十条 数々遅刻闕課シ出席常ナラザル者又ハ引続キ三箇月以上闕課スル者ハ除名スベシ。

第二十一条 二学年引続キ及第セザル者ハ除名スベシ。

第二十二条 本規程中入学退学及除名ニ関シテハ学業ノ成績平素ノ行状及事故ノ如何ヲ參酌シ特別ノ処分ヲ為スコトアルベシ。

第二十三条 学生生徒ハ校長ノ許可ヲ経ルニアラザレバ他学校ノ入学試験ヲ受クルコトヲ得ズ。

第二十四条 学生生徒退学セント欲スルトキハ保証人連署ノ願書ヲ差出スベシ。

第五章 休学規程

第二十五条 生徒疾病又ハ避クベカラザル事故ニ因リ滿二箇月以上修学シ能ハズト認ムルトキハ保証人連署ヲ以テ校長ニ願出テ、其許可ヲ得テ滿一箇年以内休学スルコトヲ得。其疾病ニ罹リタル者ハ医師

ノ診断書ヲ添フルコトヲ要ス。但シ其疾病平癒シ又ハ事故止ミタルトキハ休学期間内ト雖其旨届出テ就学スルコトヲ得。

第二十六条 生徒ノ陸海軍ノ現役ニ在ル者及召集中ノ者ハ、校長ノ許可ヲ得テ其ノ間休学シ、現役又ハ召集終レバ直ニ其ノ原級ニ復スルコトヲ得。

前項ニ依リ休学ノ許可ヲ得タル者ハ休学期間内授業料ヲ徴収セズ。但シ休学ガ授業料徴収期月ノ徴収期日以前ニ許可セラレタルトキハ其ノ月ヨリ一箇月金三円明治四十四年六月以前ノ割ヲ以テ入営期ノ前月迄ノ授業料ヲ指定ノ日ニ於テ納付スベシ。

第二十七条 現役又ハ召集終リテ就学スルモノハ、其ノ月ヨリ一箇月金三円明治四十四年六月以前ノ割ヲ以テ次ノ授業料納付期ノ前月マデノ授業料ヲ指定期日内ニ一時ニ納付スベシ。但シ就学ノ時既ニ其期ノ授業料納付済ノ者ハ此限ニアラズ。

第六章 試験、進級及卒業規程

第二十八条 試験ヲ分チテ学年試験及学期試験ノ二種トス。

学年試験ハ其学年中ニ履修シタル学科ニ就キ学年末ニ於テ之ヲ施行ス。

学期試験ハ第一学期末ニ於テ各科目ニ就キ之ヲ施行ス。但シ毎週教授時数一時間ノ学科ニ就キテハ学期試験ヲ省略スルコトアルベシ。

専攻部ニ於テハ学期試験ヲ施行セズ。

第二十九条 学科目ニ依リ便宜之ヲ数課目ニ分チ、其成績ヲ定ムルコトアルベシ。

第三十条 各学科目学年ノ成績ハ学年試験ノ成績ト学期試験ノ成績ト

ヲ斟酌シテ之ヲ定ム。

第三十一条 成績ハ点数ヲ以テ之ヲ定メ百点ヲ満点トス。

各科目ノ点数五十点以上平均点数六十点以上ヲ得タル者ヲ及第トス。但シ五十点未満ノモノ一科目ナル場合ニ限り特ニ及第トスルコトアルベシ。

第三十二条 珠算、作文、書法、外国語、商業実践及体操ハ平常ノ成績ヲ以テ学期試験及学年試験ノ成績ニ代フルコトアルベシ。

第三十三条 学期試験ニ欠席シタル者ハ特ニ校長ノ許可ヲ経ルニアラザレバ学年試験ヲ受クルコトヲ得ズ。

第三十四条 学年試験ニ欠席シ追試験ヲ受ケントスル者ハ其試験期日内ニ其ノ旨ヲ願出ヅルコトヲ要ス。

前項ノ場合ニ於テハ学期試験ノ成績ト平常ノ勤惰トヲ審査シテ之ヲ許可スルコトアルベシ。

本条ニ依リ試験ヲ施行スル場合ニハ其ノ科目ニ対スル評点ニ係数奇零九ヲ乗ジテ得点トス。

第三十四条ノ二 不合格者ニシテ前学年ニ於テ七十点以上ノ点数ヲ得タル科目ニ付テハ其試験ヲ省略スルコトアルベシ。

第三十五条 卒業者ニハ卒業証書ヲ授与ス。

卒業ノ席次ハ各学年ノ成績ヲ勘合シ其優劣ニ依リテ之ヲ定ム。

第七章 授業料規程

第三十六条 授業料ハ一学年予科金三十五円本科金三十五円トス。但シ明治四十三年以前ノ入学者ハ其ノ入学当時ノ規定ニ依ル。

第三十七条 授業料ハ四月、九月、一月ノ三期ニ分チ第一期及第二期

ニ於テ十二円ヅ、明治四十三年以前ノ第三期ニ於テ十一円同上ヲ指定ノ日ニ前納スベシ。但シ実業学校教員養成規程ニ依リ卒業ノ後実業学校ノ教職ニ従事セントスルコトヲ出願シタル者ニ対シテハ、其ノ許否決定ニ至ルマデ之ヲ猶予ス。

学年ノ中途ニ於テ入学シタル者ハ其ノ入学ガ授業料納付期以後ナルモ其ノ期ノ授業料ヲ納ムルモノトス。

第三十八条 授業料ノ納付ヲ遅延シタル者アルトキハ之ヲ其ノ保証人ニ通知シ、若シ通知ノ当日ヨリ二週日以内ニ尚納付セザルトキハ嚴重ニ処分スベシ。

第三十九条 授業料ハ一旦納メタル後ハ何等ノ場合ト雖之ヲ返付スルコトナシ。

第四十条 授業料ハ本校ノ学籍ニ在ル間ハ之ヲ徴収スルモノトス。但シ病氣ニ依リ本校ヨリ休学ヲ命ジタル者ニ対シテハ、其ノ学年中ニ於ケル授業料ノ全部又ハ幾分ヲ免除スルコトアルベシ。

第四十一条 左ノ者ニ対シテハ授業料ヲ徴収セズ。

一、実業学校教員養成規程ニ依リ授業料ヲ免除セラレタル者

二、文部省直轄実業専門学校委託生規程ニ依ル委託生

第四十二条 削除

第八章 図書貸付及閲覧規程

第一款 貸付

第四十三条 本校ニ於テ定メタル教科用図書ニシテ本校ニ数部ヲ備フルモノハ之ヲ学生生徒ニ貸付スベシ。

第四十四条 貸付ノ図書ハ学年試験終了次第直ニ返納スベシ。

第四十五条 図書ノ貸付ヲ請フ者ハ、先ヅ図書係ニ就キ書名其ノ他ヲ図書借用証書ニ書式ノ如ク記入捺印シ、之ヲ該係ニ差出シテ借受クルモノトス。

第四十六条 夏季休業中ハ図書ノ貸付ヲ為サズ。但シ校長ノ特許ヲ得タル者ハ其限ニアラズ。

本条ニ依リテ貸付シタル図書ハ其ノ年九月五日マデニ必ず返納スベシ。

第四十七条 図書返納ノ期日ニ違フ者ハ爾後図書ノ貸付ヲ禁止スベシ。

第四十八条 諸官庁並ニ諸会社等ヨリ図書ノ借受ヲ請求スルトキハ之ヲ貸付スルコトアルベシ。

第四十九条 専攻部学生ニハ担当教員ノ承認ヲ得タル図書ニ部ヲ限リ貸付スルコトアルベシ。其ノ返納期限ハ二週間以内トス。

第五十条 貸付ノ図書ハ丁寧ニ之ヲ取扱フベシ。汚損若ハ亡失シタルト

キハ相当ノ代本又ハ代価ヲ以テ弁償セシムベシ。

第五十一条 貸付ノ図書ハ臨時調査スルコトアルベシ。

第二款 閲覧

第五十二条 図書ノ閲覧ハ必ず閲覧所ニ於テシ他所ニ携帯スルコトヲ許サズ。

第五十二条ノ二 左ニ掲グル者ニハ特別閲覧票ヲ交付スルコトアルベシ。

一、本校及商業教員養成所卒業者

一、諸官庁ノ吏員及諸会社ノ役員ニシテ照会アリタル者

一、本校ト特別ノ関係アル者

第五十三条 図書ヲ閲覧セントスル者ハ閲覧所ニ掲示スル所ノ閲覧心

得ヲ遵守スベシ。

第五十四条 閱覽所ハ休日ノ外毎日之ヲ開ク。其ノ時限ハ時々同所ニ
揭示スベシ。

第五十五条 削除

第五十六条 削除

第九章 学資貸給規程

第五十七条 本校学生生徒ノ学力優等、品行方正ニシテ学資支弁ノ途
ナキ者ハ本人ノ願意ト校長ノ認定トニ依リ一箇年金百円以内ノ学資
ヲ貸給スルコトアルベシ。

第五十八条 前条ノ学資ハ有志者ヨリ特ニ寄附シタル金員ト、本規程第
六十一条第六十四条及第六十五条ニ依リ該貸給ヲ受ケタル者若クハ
其保証人ヨリ返納シタル金員トヲ以テ貸給スルモノトス。

第五十九条 学資ノ貸給ヲ受ケント欲スル者ハ、東京市内ニ於テ相応ノ
資産ヲ有スル者二名ヲ保証人トシテ、其ノ貸給ヲ受クル理由ヲ具シタ
ル願書ヲ本校ニ差出スベシ。

第六十条 削除

第六十一条 学資ノ貸給ヲ受ケタル者ハ、卒業後業務ニ就キタル翌日ヨ
リ起算シ貸給ヲ受ケタル月数ニ二倍セル期限内ニ於テ其ノ貸給金額
ヲ月割ヲ以テ之ヲ本校へ返納スルモノトス。

第六十二条 学資ノ貸給ヲ受クル者ハ左ノ書式ニ依リ誓約書ヲ差出ス
ベシ。



誓約書

私儀本年何月ヨリ何年何月マテ金何円何々奨学資金ノ貸給相受候
ニ付テハ御校学資貸給規程ヲ遵守シ決シテ違背不仕候、仍テ保証人
連署誓約如件

東京高等商業学校何科生

年月日

本人 氏 名 印

住所族籍

保証人 氏 名 印

住所族籍

保証人 氏 名 印

東京高等商業学校長氏名殿

第六十三条 学資ノ貸給ヲ受クル者学業ヲ怠リ又ハ品行不良ニ流レ、
其ノ他校長ニ於テ成業ノ見込ナキ者ト認定スルトキハ其ノ貸給ヲ廢
止スベシ。

第六十四条 前条ニ依リ貸給ヲ廢止サレ又ハ自分ニ退校スル者ハ既ニ
受クル所ノ貸給金額ヲ一時ニ本校へ返納スルモノトス。

第六十五条 学資ノ貸給ヲ受クル者修業中疾病ニ罹リ成業ノ見込ナシ
ト認ムルトキハ其貸給ヲ廢止スベシ。

前項ノ場合ニ於テハ既ニ受クル所ノ貸給金額ハ第六十一条ノ月割ヲ
以テ其翌月ヨリ之ヲ本校へ返納スルモノトス。

第六十六条 削除

第六十七条 削除

第六十八条 学資ノ貸給ヲ受ケタル者死亡シタル時ハ其ノ以後之ヲ返納スルニ及バズト雖若シ生前月賦延滞ノ金額アルトキハ保証人ニ於テ之ヲ弁償スルモノトス。

第六十九条 第六十一条第六十四条及第六十五条ノ返納金ヲ本人ニ於テ延滞スルトキハ保証人ヨリ之ヲ返納スルモノトス。

第七十条 保証人死亡又ハ東京市外ニ転居スルカ若ハ其ノ資産ヲ失フトキハ速ニ代人ヲ立テ誓約書ヲ書換フベシ。

第七十一条 官庁、会社又ハ一人ヨリ学生生徒ヲ指名シテ之ニ学資貸与ノ支給方ヲ本校ニ依頼スルトキハ之ニ応ズルコトアルベシ。此場合ニ於テハ学生生徒卒業後従事スベキ業務ノ約束等ハ貸給者ト受貸給者ト直ニ之ヲ取結ブベキモノトス。

附 則

本規則中学科課程ハ大正四年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス。但シ該学科課程施行ノ際現ニ本科在学ノ生徒ニ課スベキ学科課程ハ其ノ卒業ニ至ルマデ仍従前ノ規定ニ依ル。

専攻部規程

第一条 専攻部ニハ本校本科又ハ神戸高等商業学校本科ノ卒業生ニ就

キ其ノ成績ヲ考查シテ入学ヲ許可スルモノトス。

修業年限三年以上ノ官立高等商業学校ノ卒業生ハ、本校規則第十五条ノ二ノ規定ニ依リ専攻部ニ入学スルコトヲ得。

大正四年以後ノ商業教員養成所卒業生ニシテ実業学校教員養成規程ニ依リ文部大臣ヨリ入学ノ許可ヲ得タル者ハ、専攻部ニ入学スルコト

ヲ得。

第二条 専攻部学生ハ業務ニ就キ又ハ通学路程以外ノ地ニ居住スルコトヲ得ズ。

第三条 専攻部ノ修学期限ハ二箇年トス。

第四条 専攻部ニ左ノ九科ヲ置ク。

- 銀行科
- 貿易科
- 交通科
- 保険科
- 商工経営科
- 計理科
- 領事科
- 殖民科
- 經濟科

第四條ノ二 専攻部ノ課程左ノ如シ。

専攻部学科課程表
第一表

専攻科		第一年	第二年
一	貿易科	四時以内	四時以内
二	銀行科	同	同
三	交通科	同	同
四	保険科	同	同
五	商工経営科	同	同
六	計理科	同	同
七	領事科	同	同
八	殖民科	同	同
九	經濟科	同	同

第二表

科目		第一年	第二年
一	貿易実務	二	
二	各国經濟事情	(二)	
三	銀行論	二	
四	外国為替	(一)	
五	取引所論	(一)	

二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
財政及金融	殖民政策	農業政策	工業政策	經濟學史	經濟學史	經濟學	高等數學	商學	簿記原理	計理學	商工經營論	造船及艦裝	保險目的學 保險化學 建築學 保險醫學	共同海損	保險論 火災保險 海上保險 生命保險	交通論 鐵道 海運 總論
	二									二	二					
(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

●領事科学生ニハ特ニ四時間ヲ課ス。
 時間数ニ括弧ヲ附シタル科目ハ第一学年又ハ第二学年ニ於テ之ヲ修ムルモノトス。

四一	第二外国語 <small>仏、露、獨、支、西、露、語ノ内一語</small>		三		三
四〇	英語		二		二
三九	民俗学	(一)			
三八	殖民地衛生学	(一)			
三七	殖民地農学	(一)			
三六	殖民地事情	(二)			
三五	外交史	(二)			
三四	社会学	(二)			
三三	殖民地法制	(二)			
三二	商事法令	(二)			
三一	民刑訴訟法及裁判所構成法	(四)			
三〇	刑法	(二)			
二九	國際私法	(二)			
二八	國際公法	(三)		● 又ハ (四)	
二七	破産法	(一)			
二六	民法		二		三
二五	商法 <small>法運送海商法</small> 会社法、手形法		三		三
二四	憲法及行政法		二		三
二三	労働保険	(一)			

第三表

生命保險	必修科目	保險論(生命)	商法(保險)	財政及金融	高等数学	労働保險	保險目的学(医学)	合計六科
	時間週	二	三	二	二	一	一	一一
海上保險	必修科目	保險論(上海)	商法(海商)	財政及金融	國際私法	國際私法	造船及艤装	合計六科
	時間週	二	三	二	三	二	一	一三
火災保險	必修科目	保險論(火災)	商法(保險)	財政及金融	保險目的学(建築学)	保險目的学(化保)		合計四科
	時間週	二	三	二	一	一		九
商工經營科	必修科目	商工經營論	工業政策	簿記原理	商法(会社)			合計四科
	時間週	二	二	二	三			九

貿易科	必修科目	銀行論	取引所論	簿記原理	國際私法	國際私法	第二外國語	合計七科
	時間週	二	一	六	三	二	六	二二
銀行科	必修科目	交通論(總論)	造船及艤装	商法(運送、保險)	保險論(上海)	國際私法		合計五科
	時間週	二	一	三	二	三		一〇
海運	必修科目	交通論(海運)	商法(運送、保險)	保險論(上海)	國際私法			合計五科
	時間週	一	一	三	三			一二
鐵道	必修科目	交通論(鐵道)	保險論	商法(運送、保險)	計理學			合計四科
	時間週	一	二	三	二			一〇

計理		領事		殖民		經濟	
必修科目	時間週	必修科目	時間週	必修科目	時間週	必修科目	時間週
計理學	二	經濟學	二	殖民政策	二	經濟學	二
簿記原理	二	憲法	二	殖民地事情	二	經濟學史	二
商法(會社手形)	三	國際公法	四	殖民地法制	二	農業政策	二
民法	三	國際私法	二	殖民地農學	二	工業政策	二
破産法	一	英語	四	殖民地衛生	一	交通論(論綜)	一
高等数学	二			民俗學	一		
				國際公法	三		
				國際私法	二		
				銀行論	二		
				交通論(論綜)	一		
				第二外國語	六		
合計六科	一三	合計五科	一四	合計一科	二四	合計五科	九

專攻部學生ハ校長ノ承認ヲ經テ第一表ニ就キ其ノ一科ヲ專攻シ第三表ノ必修科目ヲ合セテ少クモ八科目ニ至ルマデ第二表ニ就キ其ノ履修学科目ヲ撰択スルモノトス。但シ毎週時數ハ研究指導ヲ除キ二十時間ヲ下ルコトヲ得ズ。

第五條 第一学年ニ限り学年ノ途中ニ於テ生徒ノ入学ヲ許スコトアルベシ。

本條ニ依ル入學者ニハ入学ノ学年ニ於テハ各自希望ノ学科目ニ就キ聴講セシメ学年試験ヲ行ハザルモノトシ次学年ニ至リ前條第一年ノ課程ヲ學習セシム。但シ本文希望学科目ノ選定ニ付テハ生徒ハ予メ校

長ノ許可ヲ受クベシ。

第六條 第二学年ノ終ニ於テハ專攻科攻究ノ結果タル論文ヲ提出スベシ。

第七條 履修科目ノ試験ニ及第シ又專攻科ノ論文適當ト認メラレタル者ニハ專攻部卒業證書ヲ授ク。

卒業ノ席次ハ各科イロハ順ニ依リ之ヲ定ム。

第八條 專攻部ヲ卒業シタル者ハ商學士ト稱スルコトヲ得。但シ明治三十二年八月以前ノ專攻部規程ニ依リ卒業シタル者及旧研究科ヲ卒業シタル者ハ東京高等商業学校長ノ許可ヲ經テ商學士ト稱スルコトヲ

得。

第九条 専攻部ノ授業料ハ一学年金五十円トス。但シ大正四年三月以前ノ入学者ハ其ノ入学当時ノ規定ニ依ル。

本校規則第三十七条各期ノ納付額ハ第一期及第二期十七円ヅ、大正三月以前ノ入学ハ十二円ヅ、第三期十六円、上トス。

本校規則第二十六条及第二十七条ニ該当スル者ノ授業料ハ一箇月金四円、大正四年三月以前ノ割ヲ以テ納付スベシ。

第十条 本校一般ノ条規ニシテ此ノ規定ニ抵触セザルモノハ専攻部ニ適用ス。

附 則

本規程中学科課程及第九条第二項ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。但シ該学科規程施行ノ際現ニ第二学年級在学ノ者ニ課スベキ学科課程ハ其ノ卒業ニ至ルマデ仍従前ノ規定ニ依ル。

学生生徒心得

第一条 忠孝ヲ旨トシ本分ヲ重シ義務ヲ守リ人ニ接スルニ温良謙讓事ヲ執ルニ誠実果敢以テ真正ノ商業者タルベキ性格ヲ養成スベシ。

平素摂生ニ注意シ身体ノ強健ヲ図リ以テ快活ノ精神ト進取ノ氣象トヲ養成スベシ。

第二条 常ニ教室ノ神聖ナルヲ思ヒ秩序ヲ重シ専心以テ學術ヲ習得スルヲ勉ムベシ。

長上ニ対シテ敬礼ヲ行フベキハ勿論学生生徒相互ノ間ニ於テモ亦礼讓ヲ貴ブベシ。

第三条 登校ノ節ハ制服制帽ヲ着用スベシ。

第四条 放課ノ時間ト雖静肅ヲ旨トシ苟モ喧噪ノ行為アルベカラズ。

第五条 校内ニ在リテハ所定ノ場所以外ニ於テ飲食喫煙スベカラズ。

第六条 病氣其ノ他ノ事故ニヨリ欠席セントスルトキハ其ノ理由ヲ記シタル届書ヲ差出スベシ。其ノ欠席ニ週間以上ニ及ブトキハ保証人ノ連署ヲ要ス。

但シ病氣ノトキハ医師ノ診断書ヲ添フベシ。

第七条 学生生徒又ハ保証人ニシテ氏名ヲ改メ又ハ転籍、転居シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ。

第八条 校内ニ於テ事ノ何タルヲ問ハズ許可ナクシテ漫ニ会合スベカラズ。

第九条 凡ソ告示ハ之ヲ掲グルノ日ヨリ一般ニ知了シタルモノト認ムルヲ以テ常ニ之ニ注意スベシ。

第十条 学校ノ器物又ハ図書ハ鄭重ニ之ヲ取扱フベシ。若シ過チテ汚損又ハ亡失シタルトキハ直ニ其旨ヲ届出テ処置ヲ受クベシ。

第十一条 諸規程ニ悖戻シ若ハ長上ノ命令訓誡ニ従ハザル者ハ各其ノ情状ニ照ラシ処罰ヲ加フベシ。

教授要旨

予 科

修 身

実践倫理ノ原理ヲ明カニスル為ニ現今ノ倫理学說ノ大要ヲ論述ス。

商業通論

商業及商業学ノ意義、商業ノ發達、商業ノ種類、商人、商業ニ関スル公人私人、貨幣及度量衡、商業上ノ設備、商業機關、商業経営ノ方法、商業ニ関スル經濟ノ大則及法規一般

商業簿記

一、原理。総論、取引、貸借、勘定科目、帳簿

二、応用。一個商人ノ會計、商事会社ノ會計

商業算術（珠算）

一、加減乗除速算、一、商業算術、一、詰算

作文

商業諸式、商業通信文、商業報告文

書法

書法、字体

応用化学

一、酸、アルカリ、塩類、二、陶磁器、硝子、セメント、三、石

炭、石炭瓦斯、木材乾留生成物、四、石油、石蠟、五、脂肪、脂肪

油、石鹼、蠟燭、六、芳香油、樟腦、薄荷、樹脂、漆、ゴム、七、

砂糖、澱粉、紙、セルロキド、八、醸造物、九、革、一〇、火薬、

マッチ、一一、金、銀、銅、鉄、鉛

応用化学ハ天然諸原料ニ化学的操作ヲ施シ世用ニ供給スルノ法ヲ講

ズル学科ニシテ一般ノ化学工業ニ要用ナル事項即前列記ノ諸製品ノ

性質、用途、製造法並ニ製造化学ニ関スル原理等ヲ講述ス。

機械及電気工学

一、動力及仕事、二、動力ノ伝送、三、熱機関、四、水力機、五、

紡績機械、六、化学工業用機械、七、採鉱機械、八、工業用材料、

九、電気ノ性質、十、発電機及電動機、十一、蓄電池及変圧器、
十二、電力ノ伝送及分配

經濟大意

經濟学ニ関スル一般ノ知識

法学通論

一、汎論。法律学、法律ノ字義、法律ノ觀念、法律ノ分類、法律ノ

淵源、法律ノ制定、法律ノ解釈、法律ノ効力、法律ノ制裁、權

利義務及其種類

二、各論。日本憲法ノ大要、日本刑法ノ大要

近世史（英語）

十八世紀以後ニ於ケル歐洲文明史一班

英語

一、習字書取。諸証書式、書牘式等

二、解釈。史伝、記事文等

三、會話。日用必須ノ談話、商業ニ係ル問答談話等

四、作文。日用往復文、記事文等

論理及心理

論理學。演繹法及帰納法ノ大意、推理ノ性質、証明ノ条件、科学ノ

原理

心理学。概論、心的生活ノ生理的条件、意識の経験ノ形状及法則、

心的發展ノ本性、心理学原理ノ實際の応用諸問題

体操

基本体操、応用体操、諸教練ノ一部

本科

修身 第一年、第二年、第三年

商業家ニ必要ナル公德及私徳ヲ論ジ併セテ経済ト道德トノ關係問題ヲ論究ス。

国民道德及其ノ根柢タル皇国精神ノ大意

銀行及取引所 第二年

銀行。

銀行ノ本質、効用、資金ノ構成及集散、銀行ノ業務及種類、組織

及経営、銀行ノ集中

商業銀行、資本金及積立金、預金、貸付、手形割引、放資、内外

為替、附随ノ業務

金融市場、恐慌、銀行史、銀行政策

取引所。

緒論、本邦取引所ノ組織、経営及沿革、取引ノ種類及方法、取引

所ノ経済的機能及弊竇、取引所政策

交通 第一年

海運。

緒論、海運ノ発達、船舶、航路及港湾、海運ノ目的物及其運賃、

海運ノ組織及経営、海運ニ関スル実務、海運ニ関スル重要ナル契

約、救援及救助、海員問題、海運政策

鉄道。鉄道政策、鉄道経済、鉄道実務

保険 第二年

総論。保険ノ定義、保険ノ利益及其濫用ノ弊、保険ノ種類及沿革、

保険ト他ノ學術トノ關係、保険ノ実務

各論。

海上保険。海上保険ノ原理一般、海上保険ニ関スル一般ノ原則、海

上保険ニ関スル応用、海上保険ニ関スル経営

共同海損。共同海損ノ原理一般

火災保険。火災保険ノ原理一般、火災保険ニ関スル一般ノ原則、火

災保険ニ関スル応用、火災保険ニ関スル経営

生命保険。概説、沿革、必要及利益、濫用ノ弊、生命保険ノ種類、

死亡表、各種保険料、生命保険ニ用ウル計算、準備金、保険料割

戻法、契約ノ終始及手続、内外生命保険証券ノ普通並ニ特別約

款、重要ナル外国ノ生命保険ニ関スル法制一般

以上記載以外ノ諸保險業ニ付一般ノ智識

銀行簿記 第一年

日記帳、勘定科目、当座勘定、貸出勘定、為替勘定、手形交換、準

備金問題

英文簿記 第二年

例題演習、英書講読

計理學 第三年

総論、元価計算、各種事業ノ計算、資産負債損失利益ノ區別

商業実践 第三年

商業実践ハ総テ英語ヲ用キ学生ヲシテ同一ノ事務ヲ執ラシメ普ク諸

般ノ商取引ニ通ゼシムルヲ以テ目的トシ本邦重要ノ輸出入品ニ就キ

一々最近ノ事實ニ原ク各種取引ノ例ヲ設ケ之ニ要スル書式ヲ与ヘ以

テ一取引毎ニ其仕入ヨリ販売ニ至ル諸般ノ手続、計算、通信及記帳

ヲ演習セシム。

商業数学 第一年、第二年

総論（商業数学ノ範圍及目的、商業教育ニ於ケル其ノ位置、注意事項）

省略算、近似計算、連鎖法、換算、各種計算用ノ表、歩合算、損益、歩合ニ関スル雜題、風袋、運賃及諸掛、関稅及諸稅、利息、割引、協定期日、支払期日平均、応用問題、貴賤混和法、地金銀及正貨、貨幣制度、外國為替、為替裁定、火災保險海上保險、海損精算、送状仕切状、指直計算、有価証券、複利算、年金及生存保險、借換減債基金、公算、生命保險及トンチン、鉄道運賃

本学科ハ英語ヲ以テ教授シ且ツ之ヲ商業ノ理論及慣習ノ数学的説明タルガ如ク講述シ又多クハ初メ代数的ニ説述シテ然ル後ニ必ず實際上ノ材料ニ依テ算術的ノ応用ヲ示ス。

作 文 第一年

商業通信文、商工業ニ関スル記事、論説文

商品及商業地理 第一年、第二年

総論

商業及交通ヲ支配スル諸原因、植物商品、動物商品、鉱物商品、

工産商品、

特論（国別）

地形、氣候、住民、貿易、交通、他ノ經濟事情

東洋經濟事情 第三年

支那ニ於ケル商店ノ種類、同商店ノ組織、同商人ノ組合団体、同商取引ノ習慣及注意スベキ要点、同貨幣ノ種類並ニ通貨、同度量衡ノ

事、同金融事情、同貨物受授ノ手續並ニ代金受払ノ方法、支那各港ニ於ケル貿易ノ狀況、支那海關ニ於ケル貨物輸出入ノ手續

以上可及の實際活動ノ景況ヲ示スベキ実例等

經濟大意 第一年

經濟学ニ関スル一般ノ知識

經濟原論 第三年

緒論、經濟ノ意義、國民經濟ノ意義、欲望

自然界、人口、人智並ニ技術

國民經濟ノ靜態觀察。共同生活ノ秩序、家族、國家其他ノ公共団体、分業、所有權並相續權、社会ノ分化、階級、企業並ニ經營

國民經濟ノ動態觀察。生産、交通、分配

貨幣論 第二年

貨幣論ノ經濟学上ノ地位、貨幣ノ意義、貨幣ノ職分、貨幣ノ成立、

貨幣ノ製造、貨幣制度、貨幣ノ流通、貨幣ノ供給、貨幣ノ需用、貨

幣ノ価値、本位制度、不換紙幣、銀行券

商業政策 第三年

総論、内国商業政策、外国商業政策

財政学 第三年

一、総論。財政ノ觀念、財政学ノ定義性質、財政原理ノ歴史一斑

二、經費論。經費ノ觀念、經費殊ニ軍事費公債費ノ膨脹、經費ノ原

則、經費ノ分類

三、收入論。收入ノ觀念、收入ノ分類、財産收入、官有土地、官有

森林、官業收入、官商業、官工業、官交通業特ニ鐵道業、手數

料、租稅ノ觀念、租稅ノ原則分類及論理、専売業

四、収支適合論。収支適合ノ原理、臨時歳入ノ種類性質、公債ノ觀念、種類、募集、償還、公債ノ管理、公債ト金融市場トノ關係
 五、予算及會計論。歳計予算ノ原理、予算ノ調製、提出、議定、施行監督、歳出入ノ管理方法及順序、歳出入管理機關ノ組織權限等
 統計学 第二年

一、総論。定義、統計学ノ歴史、統計調査ノ機關、國際機關
 二、統計ノ理論。大量觀察、統計上ノ所謂原則、統計の研究ノ条件
 三、統計ノ技術。統計調査ノ方法一般、材料ノ整理、平均、インデックスナンバー、補間法、図解ノ方法

四、人口統計

総論

人口靜態統計、研究ノ範圍、絶對人口、比較人口、都会ト田舎ト人口ノ自然的区分、人口ノ社会的区分

人口動態統計、研究方法、婚姻、結婚者ノ年齢、離婚、夫婦間保存統期間、出産、死亡率、死亡表、小児ノ死亡率、移住

五、經濟統計。利用セラレタル土地、其区分、土地所有權ノ分配、建物、人口職業別、財産統計、所得統計、農業、工業、商業、運輸、通信、信用機關、物価

民 法 第一年、第二年

一、総則。人、法人、物、法律行為、期間、時効
 二、物權法。総則、占有權、所有權、地上權、永小作權、地役權
 三、債權法。総則、契約、事務管理、不当利得、不法行為
 四、物權法。留置權、先取特權、質權、抵當權

商 法 第二年、第三年

一、総則。法例、商人、商業登記、商号、商業帳簿、商業使用人、代理商

二、会社。総則、合名会社、合資会社、株式会社、株式合資会社、外国会社

三、商行為。総則、売買、交互計算、匿名組合、仲立營業、問屋營業、運送取扱營業、運送營業、寄託、保險

四、手形。総則、為替手形、約束手形、小切手

五、海商。船舶、船舶所有者、船員、運送、海損、保險、船舶債權者
 國際法 第三年

総論、国家、国家ノ領域、国家ノ權利義務特ニ自衛權、干涉、治外法權、領事裁判權、罪人引渡條約ノ原則、通商航海條約、不法行為、外交官、領事官、船舶、國際争議、戰時法ノ大要、中立法規
 手続法 第三年

総論

第一章 裁判所ノ權限

第二章 裁判所ノ組織

第三章 裁判所ノ事務

第四章 裁判所ノ附屬機關

各論

第一章 行政訴訟及ビ訴願手続

第二章 民事訴訟手続

第三章 人事訴訟手続

第四章 刑事訴訟手続

第五章 非訟事件手続

第六章 競売手続

第七章 供託手続

商業史 第三年

一、内地商業。外国貿易、貨幣、度量權衡、金融事情、内地交通、

航海業、鉱山業、工業

二、自足經濟時代ノ商工業。封建制經濟時代ノ商工業、メルカンチ

リズム時代ノ商工業、十九世紀ノ商工業

英語 第一年、第二年、第三年

一、解釈。記事文、論文

二、會話。日用必須ノ談話、商業ニ係ル問答談話等

三、作文。日用往復文、商業通信、記事、報告、契約、論說等

第二外国語 第一年、第二年、第三年

仏、西独、露語

讀方、訳解、文法、作文、會話

支那語

一、讀方。訳解、語法、書取

二、會話。通俗問答、商用會話

三、時文。商用尺牘、契約、手形書式、記事、日用尺牘

体操 第一年、第二年

(予科ニ同シ)

専攻部

貿易実務 第一年

一、外国貿易ニ関連シテ行ハル、各種ノ事業

二、輸出入ノ行ハル、形式

三、仲介機關ノ省略、其ノ必要、之ニ伴フ利害及其ノ可能ノ範圍

四、外国貿易業ノ經營、輸出入商社ノ組織、業務經營法、分課、輸

出入実務一般、海外トノ取引開始

五、輸出入事務実践

各国經濟事情 第一年又ハ第二年

本年度ハ東洋經濟事情

東洋經濟事情

南洋經濟事情

南米經濟事情

北米經濟事情

銀行論 第一年

総論。

銀行ノ意義、銀行ノ種類、銀行ノ歴史の發展、主要国ニ於ケル銀

行制度

本論。

中央銀行論、不動産銀行論、動産銀行論、貯蓄銀行論、殖民地銀

行論

外国為替 第一年又ハ第二年

外国為替理論、國際貸借及其決済法、外国為替手形ノ種類、外国為

替相場、銀為替及銀価問題、歐洲大乱ト外國為替、外国為替市場

外国為替実務

外国為替数学

取引所論 第一年又ハ第二年

各国有価証券取引所比較研究。

紐育株式取引所、倫敦株式取引所、巴里株式取引所、伯林取引所

交通論 第一年

總論、道路交通、水路交通、鐵路交通、通信交通

保險論 第一年

生命保險

生命保險學ノ淵源及發達、危險論、生命保險ノ数学的基礎、保險

証券及其約款、保險契約ノ始終、代理店制度、相互会社、株式會

社、共済組合、財産運用法、剰余金、營業成績公表、生命保險會

社ノ閉業、讓渡及合併、国有論、監督論、生命保險法規、生命保

險ノ發達ニ關係深キ機關、生命保險界重要時事、新刊書籍ノ研究

海上保險

海上保險ノ沿革、海上保險ノ經營及財政、海上保險ノ再保險及重

複保險、海上保險ニ関スル實際問題ノ研究

火災保險

火災保險ノ沿革、火災保險ノ政策、火災保險協定率、火災保險約

款、火災保險ニ関スル實際問題ノ研究

共同海損 第一年又ハ第二年

共同海損ニ関スル學說ノ變遷、共同海損ノ準拠法、共同海損ニ関ス

ル國際の規定、共同海損ニ関スル實際問題ノ研究

保險目的學 第一年又ハ第二年

保險醫學

保險醫學ノ歴史及基礎觀念、婦人ノ診査、病歴及遺傳、習癖住居

及職業ガ生命ノ存続ニ及ボス影響、生命保險ニ重要ナル關係アル

各種疾病ノ研究、仮病及其ノ發見策

建築學

火災保險研究上ニ必要ナル建築學一班

保險化學

無機。

ブローミン及液体クロールン、木炭(粉状)及ランプブラツ

ク、燐、ブリムストーン、金屬(粉状)、過酸化曹達、石灰、発

煙酸類、液体アンモニヤ、二硫化炭素、塩酸加里、硝酸加里及

曹達、燐寸、火薬、煙火

有機。

石油及其液体産物、タール及其液体産物、ピッチ、カルシヤム

カーバイド、液体アセチリン、ニトログリセリン及ニトロセル

ロース、各種爆発物、セルロイド、人造絹糸、樹脂、テレピン

油、ワニス、酒精類

造船及艤装 第一年又ハ第二年

造船材料、船体、船用機関、艤装、造船契約、造船業、造船附隨工

業、造船發達史

商工經營論 第一年

一定ノ教科書ニ依リ輪読ノ方法ニ依リテ商工業經營ニ関スル重要問

題ヲ学バシメ更ニ進ンデ自発的研究ヲ為スノ準備トナサシム。教科書

ノ内容ハ大規模生産ノ發達、労働者問題、販路ノ組織、株式会社ノ

財政ノ如キ諸問題ヲ網羅セルモノヲ撰択シ又成ルベク英文ノ著書ヲ

用フ。

計理學 第一年

帳簿及計算ノ設定并ニ監査

簿記原理 第一年又ハ第二年

緒論——定義

資本

取引

重複計算

単記式

複記式

等式

現金勘定式

勘定科目分類

取引憑書及帳簿

試算表、財産目録、損益勘定及貸借対照表

簿記ト経営

簿記ト財政

商品学 第一年又ハ第二年

商品ノ種類ハ学生ノ志望ヲ参酌シテ之ヲ定ム。

高等数学 第一年又ハ第二年

解析幾何学、微分学及積分学ノ初歩、確ラシサ及誤差論、財務数

学、保険数学

経済学、経済学史 第一年又ハ第二年

一理論経済学ト比較経済史ノ連鎖トシテノ学説史ノ任務

一方法学ノ現今ノ立脚地ト学説史トノ關係殊ニ自然学ト文化学トノ

分別ニ関スル経済学現在ノ見解

一希臘哲学中ニ於ケル経済学説殊ニアリストテレス政治学第一卷、倫理学第五卷ニ見ハレタル経済理論

一羅馬法ノ経済思想 『アグリメンソーレス』ノ経済説及ニ、三ノ羅馬哲学者

一基督教教父ノ経済説——希臘哲学及羅馬法ノ影響ニヨル其発達——

一教会法学ノ経済思想殊ニトマス、ダキノノ経済説——私有財産論——『ウズラ』論——『ユストム、プレチウム』論——『ダムスム、エメルゲンス』論

一トマス以後ノ教会法学経済論——ドンス、スコートス其他ノ主観

価値説——ヲレスミウスニ至ル発達——『レント、チャージェス』ニ関スル学説(ランゲンシユタイン、ライタ、ゲルソン等)

——為替、保険、公債ニ関スル学説ノ発達(スカチア)

一『ヒューマニスト』ノ経済学説——トーマス・モーア、ニコロ・マキアヴェリ——其他ノ『ヒューマニスト』——宗教改革家ノ経済思想

一十六・十七両世紀ニ於ケル伊太利ノ経済学説附同期ニ於ケル西班牙経済説ノ一端

一十七・十八両世紀ニ於ケル和蘭経済学説殊ニウセリンクス及ピーター・ド、ラ・クル

一十六・十七両世紀ニ於ケル英国経済学説(ラチマー、スタッフフォード、トマス・マン、チャイルド及カルペラー、ペター、ロツク、キング、ダヴナン、ノース)

一独逸ニ於ケル『カメラリスト』ノ或モノ

一十八世紀ニ於ケル英国経済学説

一「フキジヲクラット」概論

一 アダム・スミス——其先驅——同時代ノ諸學者——直接ノ祖述者

一 英國特有ノ學問トシテノ經濟學ノ發達マルサス及リカルド詳論

一 マルサスヨリ出ヅル分派ゴトウキンヲ出發点トスル學說ノ發展

一 リカルドヨリ出ヅル分派殊ニマカロツクセニナル及ミル父子

一 カード派社會學說ノ一班 ヲウエン及其學派

一 大陸ニ於ケル反抗學說 殊ニブルドーン及マルクス 附其前後ノ

潮流一班

一 獨逸歷史學派ノ成立 附、利用學派ノ勃興及數學派一班 ジエヴ

オンス及メンガー詳論

一 學說發展ノ到達セル現今ノ立場ト其主要ナル理論上ノ問題 殊ニ

所謂主觀學派ト折衷學派ノ研究

一 學說史研究ノ結果ヨリ見タル所得理論及之ヲ中心トスル新潮流——

アキレ・ロリア、デーヴンポート、ピグー、リーフマン、ヲツ

ペンハイマー等ノ新理論ノ評論

一 同上ノ見解ニ基ク余剩價值理論 經濟政策ニ及ボス可キ影響 社

會政策ノ理論の根拠

一 經濟史 第一年又ハ第二年

貿易表ノ説明、歷史上物価高低ノ原因結果、競争及独占、投機、恐

慌及商業沈滞、放任主義及政府事業

工業政策 第一年又ハ第二年

一、總論。二、技術ノ發達、三、工業經營制度ノ發展、四、工業政

策ノ變遷、五、大經營ノ發達、六、「カルテル」及「トラスト」、

七、中小經營ノ存続及其保護策、八、工業者ノ組合、九、工業所有

權、十、工業資本ノ供給、十一、工業労働者問題概説、十二、職工

組合、十三、労働者保護法、十四、労働者保險、十五、失職問題及

労働紹介制度、十六、企業家ノ社会的施設、十七、消費者トシテノ

労働者

農業政策 第一年又ハ第二年

總論、土地ニ関スル政策、農事改良ニ関スル政策、保險ニ関スル政

策、金融ニ関スル政策、教育ニ関スル政策、団体ニ関スル政策、除

害ニ関スル政策、農村問題

殖民政策 第一年

總論、殖民地ノ獲得、殖民地ノ統治、移民問題、殖民地貿易政策、

殖民地土地制度、殖民地幣制、殖民地銀行、殖民地土人問題、殖民

地財政

財政及金融 第一年又ハ第二年

公債、租税、予算及決算、臨時費及臨時收入、會計年度、國庫及其

ノ市場トノ關係、貨幣制度、銀行

労働保險 第一年又ハ第二年

労働保險ノ性質、組織及制度、重要ナル國ニ於ケル其ノ淵源及發

達、疾病保險、傷害保險、老衰保險、癆疾保險、罷業保險、労働者

団体ノ行フ保險の事業、労働保險ニ関スル國際の機關

憲法及行政法 第一年、第二年

國家及國法ニ関スル基礎觀念、領土及臣民、帝國ノ政体、天皇、撰

政、國務大臣、帝國議會、司法裁判所、行政官庁、官吏法、地方自

治団体殊ニ市町村郡及府県 國家ノ作用、立法、司法、行政、内

政、財政、軍政、法政、外政

商 法 第一年、第二年

第一編 会社法

第二編 手形法

第三編 運送法

第四編 倉庫法

第五編 保險法

第六編 海商法

民 法 第一年、第二年

第一編 総則

人、法人、物、法律行為、期間、時効

第二編 物權

総則、占有權、所有權、地上權、永小作權、地役權、留置權、先

取特權、質權、抵當權

第三編 債權

総則、契約、事務管理、不当利益、不法行為

第四編 親族

総則、戸主及家族、婚姻、親子、親權、後見、親族會、扶養ノ義

務

第五編 相続

家督相続、遺産相続、相続ノ承認及拋棄、財産ノ分離、相続人ノ

曠欠、遺言、遺留分

備考

民法第一編乃至第三編ハ本科ニ於テ修習シタル科目ナル
ヲ以テ専攻部ニ於テハ宜シキニ随ヒ取捨シテ授業スルコ

トアルベシ。

破産法 第一年又ハ第二年

一、実体規定。総則、破産債權者、別除權者、財団債權者、破産財

団、法律行為ニ関スル破産ノ効力、取戻權、相殺權、否認權

二、手続規定。総則、破産ノ宣告、破産管財人、監査委員、債權者

集會、破産財団ノ管理及換価、破産債權ノ届出及調査、配当強

制和議、破産ノ廃止

三、罰則

四、復權

國際公法 第一年又ハ第二年

國際公法上ノ權利ノ主体、國家ノ承認、國際団体、俘虜、間諜、傷

病者、赤十字條約、戰時禁制品、封鎖、非中立行為、中立國ノ權利

義務、休戰、戰爭ノ終了

國際私法 第一年又ハ第二年

緒論

第一部 総論

第二部 國際民法

第三部 國際商法

附訴訟

刑 法 第一年又ハ第二年

緒論

緒論。刑法ノ基礎觀念、刑法ノ沿革、刑法ノ学派、罪刑法定主

義、刑法ノ淵源

第一編。犯罪論、犯罪ノ意義、犯罪ノ主体、客体、行為、主觀的

要件（責任能力、犯意及過失）、客觀的要件（行為ノ危險性、

行為ノ違法性)、錯誤、共犯、併合罪、累犯、犯罪ノ種別、犯罪ノ時及場所

第二編。刑罰論、刑罰ノ意義、刑罰ノ適用、刑罰ノ執行、刑罰ノ消滅、保安処分

第三編。刑法ノ効力、刑法ト時、刑法ト人、刑法ト土地、裁判共助

各論

民刑訴訟法及裁判所構成法 第一年又ハ第二年

総論

第一章 司法裁判所ノ権限

第二章 司法裁判所ノ組織

第三章 司法裁判所ノ事務

第四章 司法裁判所ノ附屬機関

各論

第一章 民事訴訟手続

第二章 人事訴訟手続

第三章 刑事訴訟手続

商事法令 第一年又ハ第二年

総論

各論

第一章 無体財貨權法

第二章 金融業法

第三章 取引所法並ニ市場法制

第四章 交通營業法

第五章 保險營業法

第六章 信託營業法

第七章 無尽營業法

第八章 倉庫營業法

第九章 質屋營業法

第十章 同業組合法

第十一章 商業會議所法

緒論

第一章 殖民地法ノ意義

第二章 殖民地法ノ歴史

総論

第一章 殖民地ノ領域及ビ人民ノ意義

第二章 殖民地人民ノ法律關係

第三章 殖民地ノ行政組織

各論

第一章 殖民地刑法

第二章 殖民地民法

第三章 殖民地商法

社会学 第一年又ハ第二年

序論

定義及性質、実理、社会、研究法

第一編 社会發生論

緒論——社会起原ノ諸説

第一章 人類ノ發生

一源説及多源説、時及処、進化觀

第二章 自然社会

發生ノ条件、群、婚姻、家、氏、部

第三章 人意社会

發生ノ条件、部落、市、国、階級、社会単位、婦女ノ地位、戦争、平

和主義、国際社会

第二編 社会実体論

緒論

第一章 社会ノ要素

思想ノ開展、性能ノ發達、人格ノ進歩—自由ノ開展、社会結合性ノ發達、社会組織ノ進歩、社会對関ノ進歩、文明

外交史 第一年又ハ第二年

序論、ウエストファリア条約並ニルイ十四世ノ覇權、英露普ノ勃興、仏蘭西革命ト歐洲、維也納条約、神聖同盟及其反動政策ト英国ノ外交、諸小国ノ独立、クリミヤ戦争並ニ巴里条約、伊太利ノ統一、シュレスウイグ、ホルスタイン問題、普墺戦争、普仏戦争、露土戦争並ニ伯林条約、三国同盟及露仏同盟、仏伊接近英仏協約及英露協約、阿弗利加ト列強、最近ノ東方問題、極東問題、米國ノ外交

殖民地事情 第一年又ハ第二年

帝國領殖民地略史、住民、土人問題、移殖状況、原始生産、工業、商業及商業慣習、金融、交通

以上各項共帝國殖民地各別ニ講義ス。

殖民地農学 第一年又ハ第二年

農業ノ特性、農業ノ要素、農業ノ經營、殖民地ノ農業
殖民地衛生 第一年又ハ第二年

殖民地衛生総論、風土病及惡疫、防疫制度、防疫機關、防疫方法、衛生工事、医療機關、医学教育

以上各項共帝國殖民地各別ニ講義ス。

民俗学 第一年又ハ第二年

第一、通論。文明ノ程度ニヨル民族ノ階級

原始時代—トーテムイズムノ時代—英雄譚及神話ノ時代

右各時代ノ社会組織、道德的規範、宗教、芸術等ニ就キ其ノ大体ヲ説明ス。

第二、各論。我國ノ殖民ニ關係アル各民族ノ生活ノ実況

英語 第一年、第二年

指導及論文

第二外国語 第一年、第二年

仏語、独語

訳解、文法

奨学資金

本校ノ奨学資金ハ明治三十七年マデハ唯学生ノ貸費ニ充ツルモノ一件ニ過ギザリシガ同年以降種々ノ目的ノ為メニ寄附ヲ受クルニ至レリ。今各寄附金額及其ノ使途等ヲ列記スレバ左ノ如シ。

学生奨学費寄附金(明治三十七年以前ノ分)

一公債証書額一四千百円

一金三十五円九十四銭一厘

右利子ヲ以テ学生ノ貸費ニ充ツ

加賀奨学費寄附金 (明治三十七年七月
東京加賀千代子寄附)

一金一万円 (公債証書四分利付額面一萬二千六百五十円
銀行定期預金五十二円四十五銭)

右利子ヲ以テ学生体育奨励費及貸費ニ充ツ

大塚奨学費寄附金 (明治三十九年六月乃至同四十二年
七月在大連大塚信太郎氏寄附)

一金五百四十円 (公債証書四分利付額面六百円
銀行定期預金五十五円六十銭)

右利子ヲ以テ学生ノ英語奨励費ニ充ツ

半田奨学費寄附金 (明治三十九年十二月
東京半田庸太郎氏寄附)

一公債証書五分額面二千円 (四分利附公債証書ニ
引替額面二千円)

右利子ヲ以テ図書購入費ニ充ツ

品川奨学費寄附金 (明治四十二年十一月故品川子爵銅像建
設費寄附者総代清浦子爵外二名寄附)

一公債証書五分額面三千五百円 (四分利公債証書ニ引換額面三千六百
五十円銀行定期預金三十二円五十銭)

右利子ヲ以テ学生ノ貸費ニ充ツ

安宅奨学費寄附金 (大正五年二月
大阪安宅弥吉氏寄附)

一東洋製糖株式会社担保附社債券額面二千五百円

但シ寄附申込総額金一万円ノ内

右利子ヲ以テ學術研究費及学生貸費ニ充ツ

右ノ外大正五年三月神戸内田信也氏ヨリ金十万円寄附ノ申込アリタリ。

調査部規程 (明治四十二年十月創始)

第一 商業ノ改善ニ資スル事項ヲ學術的ニ調査スル為メニ調査部ヲ設ク。

第二 調査部ハ当分之ヲ専攻部研究室内ニ設ク。

第三 調査部ニ委員若干名及主幹一名ヲ置ク。

委員ハ本校教員中ヨリ主幹ハ委員中ヨリ学校長之ヲ命ズ。

第四 調査部主幹ハ委員会ノ議事ヲ整理シ調査補助ヲ指揮シテ材料ノ整頓ヲ掌ル。

第五 調査事項ハ委員ノ決議ニ依リ学校長ノ許可ヲ經テ之ヲ定ム。

第六 調査部ニ若干名ノ調査補助ヲ置ク。

第七 調査部ノ発送スル文書ハ学校長又ハ学校ノ名ヲ以テス。

第八 調査ノ結果ハ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ發表ス。

第九 調査部ハ必要ト認ムルトキハ銀行会社等ノ依頼ニ応ジテ調査ヲナスコトアル可シ。

調査材料貸付規程

第一 本部ノ調査材料ハ左記ノ者ニ限り之ヲ貸付ス可シ。

一、本校教授及講師

二、本校専攻部学生ニシテ担当指導教師ノ承認ヲ得タル者

三、右二項以外ノ者ト雖モ本部主幹ノ承認ヲ經タル者

第二 貸付部数ハ五部以内トス但シ特別ノ場合ハ比限ニアラズ。

第三 貸付期間ハ二週間以内トス。

第四 貸付ヲ請フ者ハ本部備付ノ貸付簿ニ所定ノ記入ヲナシ署名捺印ス可シ。

第五 夏季休業中ハ貸付ヲ為サズ。但シ本部主幹ノ承認ヲ經タルモノハ此限ニアラズ。

本条ニヨリ貸付シタル調査材料ハ九月十日迄ニ必ず返付ス可シ。

第六 調査材料返納ノ期日ニ違フ者ハ爾後其貸付ヲ禁止ス可シ。

第七 貸付ノ調査材料ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ実物又ハ代価ヲ以

テ弁償セシム可シ。
 第八 貸付ノ調査材料ハ臨時返納セシムルコトアル可シ。
 明治四十四年七月発行
 明治四十五年五月発行

本部ノ役員

調査部主幹 教授 石川 文吾
 調査部委員 同 理学士 奈佐 忠行

同 同 下野直太郎

同 同 石川 文吾

同 同 法学博士 佐野 善作

同 同 鹿野清次郎

同 同 法学博士 志田 鉦太郎

同 同 同 堀 光 亀

同 同 同 星野 太郎

同 同 同 商学士 上田 貞次郎

同 同 同 法学博士 三浦 新七

同 同 同 商学士 藤本 幸太郎

同 同 同 法学博士 村瀬 春雄

同 同 同 法学博士 乾 政 彦

同 同 同 商学士 内 藤 章

同 同 同 助教授 商学士 高垣 寅次郎

同 同 同 講 商学士 高瀬 莊太郎

同 同 同 講 商学士 大塚 金之助

同 同 同 講 商学士 上田 辰之助

本部ノ報告 (印刷発表セルモノ)

第二回報告 消費組合ノ調査 明治四十四年七月発行
 第三回報告 職工取扱ニ関スル調査 (官業工場之部) 大正元年八月発行

第四回報告 計理制度ノ調査 大正二年七月発行

第五回報告 欧米高等商業教育ノ現況 大正二年七月発行

第六回報告 横浜開港當時之貿易状態並洋銀相場取引之沿革 大正三年十月発行

第七回報告 生糸金融調査 大正四年九月発行

特別調査 商業書式 大正五年六月発行

本校ニ於テハ例年夏季休業中、上級ノ優等生ヲ撰ビテ内外各地ニ派遣シ
 諸般商業ノ実情ヲ調査研究セシム (因ニ從來本校同窓会支那支部ヨリ右
 二年ヨリ毎年金八十円)。
 寄附ノコト、ナレリ。
 其ノ調査報告左ノ如シ。

一石油業調査報告 本科三年生 古川 銀次郎

一高等商業学校内國 売買慣習取調報告 (生糸) 津田 五郎

一綿花 売買慣習取調報告 同 五十嵐 直三

一阪神 地方修学旅行報告書 同 中島 誠治

綿花綿糸業取調報告 同 前田 卯之助

羊毛、毛織物、魚粕及豆粕報告 同 山 内 恕

米穀、砂糖及窓硝子業取調報告 同 武田 近次郎

第一回報告 職工取扱ニ関スル調査 (民業工場之部)

一手形交換所調査報告

一 銀行業務例取調報告	同	森本啓太郎	一 福島町生糸取引調査報告書 (本)	同	佐藤重治
一 明治三 越後石油業調査報告	同	野平道男	一 大阪ニ於ケル輸出刷子業調査報告書	同	田藤高輔
一 麦稈真田売買慣習取調報告	同	水野重也	一 筑豊地方炭礦經理ノ状況調査報告書	同	服部保次郎
一 海産物取引慣例取調書	同	鈴木栄作	一 大阪ニ輸出機械織布調査報告書	同	山内定爾
一 神輸出燐寸業調査報告	同	武田信一	一 清国上海ニ於ケル貨幣事情調査報告書	同	福島喜三次
一 尾濃機業取調報告書	同	浅井義晴	一 清国蘇州杭州絹織物業調査報告書	同	田崎義介
一 京都織物業取調報告	同	筒井継男	一 楊子江汽船業調査報告	同	田島繁二
一 明治三 福井石川両県下機業調査報告	同	田中一馬	一 電気鉄道調査報告書	同	西垣直記
一 夏期修学旅行 両毛地方機業調査報告書	同	出淵勝次	一 小樽海産物集散概況及取引慣習調査報告書	同	尾上梅太郎
一 八王子地方機業調査報告書	同	三上孝司	一 長崎港錫輸出貿易調査報告書	同	本下有
一 長崎港海産物貿易調査報告書	同	安藤兼三郎	一 北海道輸出昆布調査報告書	同	田辺畏三男
一 福岡市機業調査報告書	同	三浦新七	一 支那輸出羊毛調査報告書	同	徳永政一
一 福岡県機業調査報告書	同	河本保三	一 肥料市場調査報告	同	松村芳平
一 明治三 越後石油業調査報告	同	村田良平	一 韓国ニ於ケル本邦貨物販路取調報告	同	加藤哲治
一 紀州及京都綿ネル業取調報告書	同	坂西由蔵	一 清国江蘇浙江両省繭生糸調査報告	同	大石善四郎
一 九州石炭集散及売買慣習取調報告	同	池辺竜一	一 日本花筵業調査報告書	同	平井真次郎
一 北海道豆類取調報告書	同	山中安躬	一 中清地方綿花調査報告書	同	中岡孫一郎
合)	同	清水安治	一 製茶業取調報告	同	久保村三郎
同	同	堀文平	一 北海道輸出木材調査報告書	同	信貴英蔵
同	同	松島準吉			
同	同	服部源市郎			

一 香港通過商業調查報告書	同	伊藤 武男	一 明治三十年北海道修學旅行報告書	同	村井善次郎
一 名古屋地方家内工業調查報告書	同	間瀬 三郎	一 韓国修學旅行報告書	同	滝谷 善一
一 韓国ニ於ケル貨幣ト金融	同	山崎 主計	一 清国漢口港商工業視察報告	同	橋爪 源吾
一 清国税関制度調查報告書 (同文館 発売)	同	上田 光雄	一 清国組合制度調查報告	同	鶴飼辰次郎
一 韓国輸出米事情取調報告 (同前)	同	酒勾 秀一	一 神戸三備 豊後地方花筵取調報告	同	佐藤 好文
一 北海道三原輸出羽二重調查報告 (同前)	同	岡田 重吉	一 韓国ニ於ケル行商及市場	同	内村正治郎
一 マニラ麻調查報告書 (同前) (本合)	同	井上徳之助	一 南滿洲視察報告	同	武内 尚一
一 大阪地方ニ於ケル土地放資 国民經濟雜誌 第十五卷第二号第三号掲載	同	神村 貫治	一 韓国鐵道現況調查報告	同	笹山 真一
一 朝鮮拓殖事情 (一橋會雜誌第九十一 号及第九十二号掲載)	同	原 明治郎	一 山東省視察報告書	同	西山 勉
以上印刷ノ分	同	村上秀三郎	一 清国天津附近石炭事情調查報告	同	春田 茂躬
一 硝子業報告書	同	永井 定治	一 楊子江流域地 日独商品販路ノ狀況	同	長沼 四郎
一 瀬戸万古常滑陶磁器調查報告書	同	藤本 幸太郎	一 東北地方資本利用ノ狀況	同	長田 正義
一 京都府機業調查報告	同	渋谷 良英	一 清国上海及附近ノ蚕糸業并繭生 糸輸出視察報告書	同	若林 方雄
一 外国貿易港トシテ神戸ノ過去及 将来	同	松村 大助	一 中清茶業調查報告	同	大島 堅造
一 京都機業取調報告	同	大内 要	一 上海漢口ニ於ケル日清両国商会 ノ組織并ニ経営法	同	湯村 富次郎
一 北海道商工業視察報告	同	河野 恒三	一 支那綿糸業取調報告	同	竹内 安之助
一 岡山地方花筵業視察研究旅行報 告書	同	星野 唯三	一 麦稈真田業	同	堀山 圭三
一 燐寸業取調報告 第一編	同	河上 哲太	一 楊子江沿岸ニ於ケル我燐寸ノ販 路并ニ売買慣習	同	大橋 芳作
	同	古郡 良介	一 長江流域ニ於ケル工業	同	阿部 吟次郎
			一 上海倉庫業調查報告書	同	山崎 雄二
			一 名古屋織物調查報告書	同	原 精一

一 支那人ノ株式事業調査報告	同	桃木長治
一 満洲ノ金融	同	小林益太郎
一 楊子江航運業調査報告書	同	平井六郎
一 南清ニ於ケル織物業視察報告	同	山田政次
一 満洲大豆取引事情報告書	同	野坂威泰
一 福島県川俣町並山形県鶴岡町地方羽二重事情調査報告書	同	風間武三郎
一 台湾製糖業調査報告書	同	穴道寛一
一 三池炭礦調査	同	松浦憲重郎
一 北海道ニ於ケル石炭取引調査報告書	同	宮崎清
一 東洋拓殖株式会社事業現況調査報告	同	渡辺正明
一 九州地方旅行調査報告	同	増田孝吉
以上印刷セザル分		

大正五年七月二十八日印刷
大正五年七月三十一日發行

正價金五拾六錢

東京高等商業學校

印刷者 東京市京橋區木挽町二丁目十三番地 大塚茂三郎

印刷所 東京市京橋區木挽町二丁目十三番地 中屋印刷所

發賣所 東京・大阪・京都・福岡・仙臺 丸善株式會社